



(財) 財務会計基準機構会員

平成 21 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社ゴールドウイン

代表者名 取締役社長 西田明男

(コード番号 8111 東証1部)

問合せ先 取締役 管理本部長

二川清人

TEL(03)3481-7203

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 26 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 58 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の事由

① 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」という)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 8 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更決議をしたものとみなされております。

② 今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条(目的)につきましては、事業目的を追加するものであります。

③ 薬事法の改正に伴い、名称を「医療用具」から「医療機器」に変更するものであります。

#### 2. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)

#### 3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 繊維製品、皮革製品、紙製品、化粧品、木製品、金属製品、ゴム製品、一般雑貨等の各種スポーツ用品、健康用品、娯楽用品、衣料品およびこれらに関連するものの販売、製造、加工ならびに輸出入</li> <li>2. (条文省略)</li> <li>3. 食料品、飲料、医薬品、医薬部外品、医療用具、家具、楽器、書籍、事務用品、玩具、家庭用電気製品、計量機器、光学機器、通信機器、時計、眼鏡、自動車、軽車両に関する販売の斡旋ならびに販売代理業</li> <li>4. ～23. (条文省略)</li> </ol> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第10条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>② <u>当社は、第8条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第11条 当社の株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> </ol>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 繊維製品、皮革製品、紙製品、化粧品、木製品、金属製品、ゴム製品、一般雑貨等の各種スポーツ用品、健康用品、<u>医療機器</u>、娯楽用品、衣料品およびこれらに関連するものの販売、製造、加工ならびに輸出入</li> <li>2. (現行どおり)</li> <li>3. 食料品、飲料、医薬品、医薬部外品、<u>医療機器</u>、家具、楽器、書籍、事務用品、玩具、家庭用電気製品、計量機器、光学機器、通信機器、時計、眼鏡、自動車、軽車両に関する販売の斡旋ならびに販売代理業</li> <li>4. ～23. (現行どおり)</li> </ol> <p>(削除)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集</li> </ol>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。</p> <p>第 13 条～第 39 条 （条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第 12 条～第 38 条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで効力を有し、翌日をもって前条および本条を削るものとする。</p>

以 上